

三井住友・DC年金プラン・ファンド (ターゲット・イヤー型)

2020／2030／2040

追加型投信／内外／資産複合

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2020、三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2030および三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2040の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2026年3月18日に関東財務局長に提出しており、2026年3月19日にその届出の効力が生じております。

発行者名	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 荻原 亘
本店の所在の場所	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。



三井住友DSアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本書は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書です。
2. 運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。
3. 基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
4. 投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。
5. 税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2020

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2030

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2040

以下、上記3ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。また、「三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2020」を「＜2020＞」、「三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2030」を「＜2030＞」、「三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2040」を「＜2040＞」という略称でいうことがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

*ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド1兆5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、それぞれ「TY2020」、「TY2030」、「TY2040」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2026 年 3 月 19 日から 2026 年 9 月 17 日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行 (売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込金額 (取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数) を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。(販売会社は前記「(4) 発行 (売出) 価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。)

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、他の投資信託への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式および公社債に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
- ロ 各ファンドにつき定めるターゲット・イヤー[※]到達後は、流動性を重視した安定的な運用を行います。
 ※各ファンドのターゲット・イヤーは次の通りです。
 <2020>・・・西暦2020年
 <2030>・・・西暦2030年
 <2040>・・・西暦2040年
- ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドとも金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般		(日本を含む)		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券	年6回(隔月)	欧州	ファミリーファンド	あり
一般				
公債				

社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式、債 券)資産配分変更 型))		アフリカ		
資産複合 ()		中近東(中東)		
資産配分固定 型		エマージング		
資産配分変更 型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。

※商品分類および属性区分の用語の定義については下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」

《商品分類表定義》

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信… 当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信… 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外… 目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産(収益の源泉)による区分

- (1) 株式… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉と

する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 不動産投信（リート）…

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) その他資産… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5) 資産複合… 目論見書または投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…

「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMMF をいう。

(2) MR F（マネー・リザーブ・ファンド）…

「MR F 及びMMF の運営に関する規則」に定めるMR F をいう。

(3) E T F… 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成 12 年政令 480 号）第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

5. 補足分類

(1) インデックス型… 目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2) 特殊型… 目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

《属性区分表定義》

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

①一般… 次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②大型株… 目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株… 目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

①一般… 次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

②公債… 目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債… 目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券… 目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記

載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性…

目論見書または投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信… これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産… 組み入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合… 以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型… 目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回… 目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回… 目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回… 目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)… 目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)… 目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々… 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他… 上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域

(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ… 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり… 目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

7. 特殊型

- ①ブル・ベア型… 目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型… 目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型… 目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨もしくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型… 目論見書または投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの沿革】

2001年3月13日	信託契約締結、設定、運用開始 (設定時の委託会社はさくら投信投資顧問株式会社)
2002年12月1日	三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継 「DC年金プラン・ファンド(ターゲット・イヤー型)2010」、「DC年金プラン・ファンド(ターゲット・イヤー型)2020」、「DC年金プラン・ファンド(ターゲット・イヤー型)2030」、「DC年金プラン・ファンド(ターゲット・イヤー型)2040」から「三井住友・DC年金プラン・ファンド(ターゲット・イヤー型)2010」、「三井住友・DC年金プラン・ファンド(ターゲット・イヤー型)2020」、「三井住友・DC年金プラン・ファンド(ターゲット・イヤー型)2030」、「三井住友・DC年金プラン・ファンド(ターゲット・イヤー型)2040」に変更

2024年6月28日

ト・イヤー型) 2030]、「三井住友・DC年金プラン・ファンド(ターゲット・イヤー型) 2040」に名称を変更
「三井住友・DC年金プラン・ファンド(ターゲット・イヤー型) 2010」の信託の終了

(3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)および運用報告書の作成等を行います。

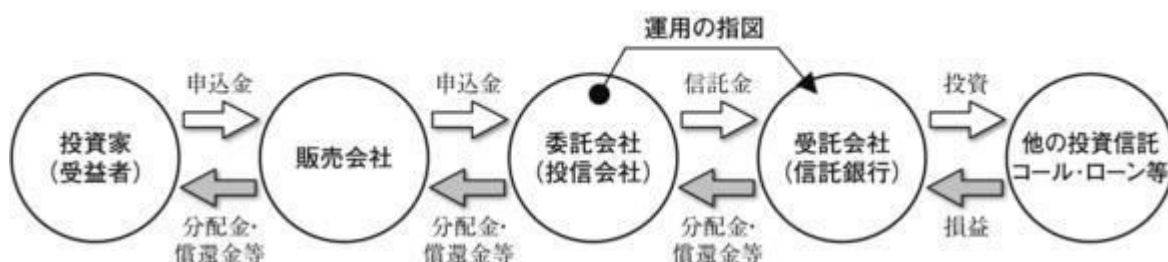
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問いません。)に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書(目論見書)の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

20億円(2026年1月30日現在)

(ロ) 会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得
2002年12月1日	住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
2013年4月1日	トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
2019年4月1日	大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友DSアセットマネジメ

ント株式会社に商号変更

(ハ) 大株主の状況

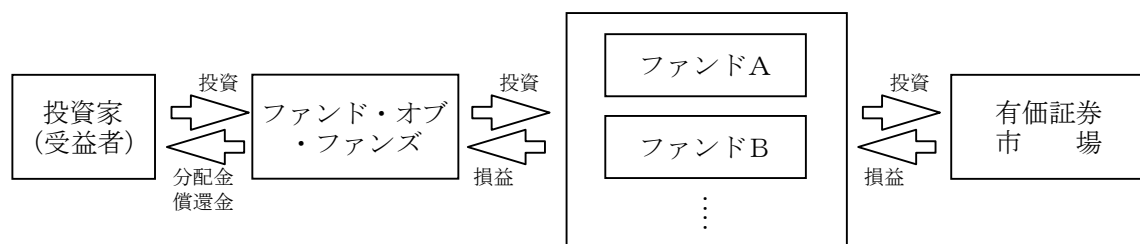
(2026 年 1 月 30 日現在)

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目 4 番 35 号	3,528,000	10.4
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	337,248	1.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

【ファンド・オブ・ファンズによる運用】



2【投資方針】

(1)【投資方針】

イ 基本方針

各ファンドのターゲット・イヤーに向けた信託財産の成長を目指して運用を行います。ターゲット・イヤー到達後は、流動性を重視した安定的な運用を行います。

ロ 投資態度

(イ) 投資信託への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行います（グローバル・バランス型ファンド）。

(ロ) 投資資産配分（基本アロケーション）は、国内外の経済・金融市場動向見通し等の分析を基に、各資産クラスの期待収益率等を予測した結果、ターゲット・イヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率とし、原則として1年（計算期間）毎に見直します。

※各ファンドのターゲット・イヤーに近づくにつれ、安定資産等の比率を引き上げていきます。概ね、ターゲット・イヤーまでの期間が長いほど、リターン（収益）の高い運用を目指しますが、それに伴いリスク（損益の変動幅）が大きくなる傾向があります。

※ターゲット・イヤー到達後の安定運用期間においても国内債券および短期金融資産の他、国内外の株式および外国債券への配分が予定されています。

(ハ) 期中の基本アロケーションとの乖離については、原則として四半期毎に見直し、必要に応じてリバランスを実施します。

ファンドの特色

1

他の投資信託への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行います（グローバル・バランス型ファンド）。

2

各ファンドのターゲット・イヤーに向けた信託財産の成長を目指して運用を行います。ターゲット・イヤー到達後は、流動性を重視した安定的な運用を行います。

3

ファンド・オブ・ファンズという形態で運用されます。

□ 「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。

種々の特徴を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



各ファンドのターゲット・イヤー

<2020> …… 西暦2020年

<2030> …… 西暦2030年

<2040> …… 西暦2040年

■投資資産配分（基本アロケーション）は、国内外の経済・金融市場動向見通し等の分析を基に、各資産クラスの期待収益率等を予測した結果、ターゲット・イヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率とし、原則として1年（計算期間）毎に見直します。

■ファンドの運用（基本アロケーションの策定、各投資対象とする投資信託への資産配分および調整）は、運用部 マルチアセットグループが行います。

- 各ファンドのターゲット・イヤーに近づくにつれ、安定資産等の比率を引き上げていきます。概ね、ターゲット・イヤーまでの期間が長いほど、リターン（収益）の高い運用を目指しますが、それに伴いリスク（損益の変動幅）が大きくなる傾向があります。
- ターゲット・イヤー到達後の安定運用期間においても国内債券および短期金融資産の他、国内外の株式および外国債券への配分が予定されています。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※上記の運用担当部署は2026年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。運用担当部署の概要については、委託会社のホームページをご覧ください。

<運用担当者に係る事項> https://www.smd-am.co.jp/corporate/investment/pdf/org_structure01.pdf

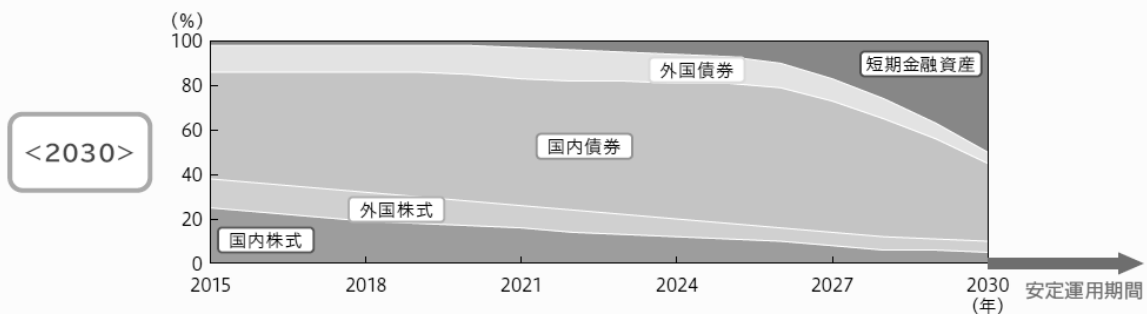
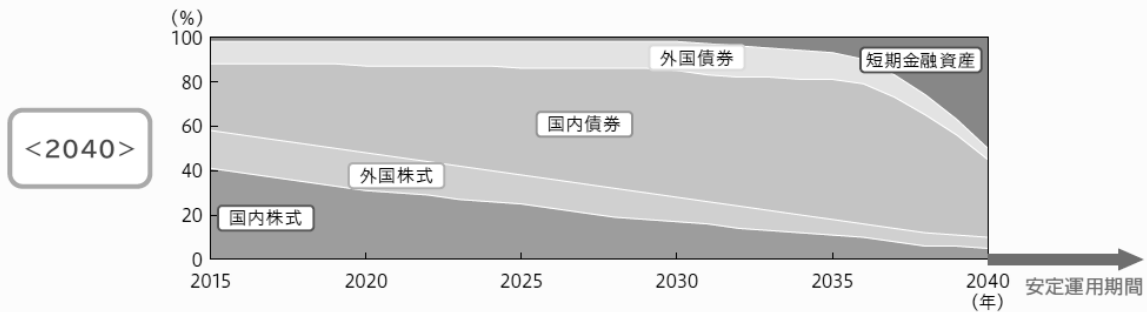
基本的な投資資産配分

▶ 基本アロケーション

■2026年1月末現在、各ファンドの基本アロケーションは以下の通りです。

	<2040>	<2030>	<2020> 安定運用期間
国内株式	25%	11%	5%
外国株式	13%	7%	5%
国内債券	48%	63%	35%
外国債券	12%	12%	5%
短期金融資産	2%	7%	50%

▶ イメージ



長い ターゲット・イヤーまでの残存期間 短い

※上記は、各決算時点での基本アロケーションを表しています。また、現時点で予定している基本アロケーションをもとに作成したイメージであり、将来、実際に上記の通りの運用を行うことを保証するものではありません。

<2020>

安定運用期間 ターゲット・イヤー到達(2020年12月決算時)

投資対象とする投資信託の投資方針等

▶ SMAM・国内株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)

- 主として日本の株式に投資し、TOPIX(東証株価指数、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- TOPIX(東証株価指数)採用銘柄の中から、原則として投資不適格銘柄および低流動性銘柄を除外した上で、最適化法により、ポートフォリオを構築します。

▶ SMAM・年金国内債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>

- 日本の公社債および短期金融資産を主要投資対象とし、NOMURA-BPI(総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 層化抽出法により、ファンド規模に応じデュレーション、満期構成、セクター(債券種別)配分、事業債の格付け構成および業種を可能な限りNOMURA-BPI(総合)に近づけたポートフォリオを構築します。なお事業債の銘柄選択については、委託会社クレジットアナリストの調査結果に基づき、将来的に格下げによりベンチマークから外れる可能性が高い銘柄については、組入対象から除外することがあります。

▶ SMAM・外国株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)

- 主として日本を除く世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- MSCIコクサイ・インデックス構成銘柄の中から、原則として投資不適格銘柄および低流動性銘柄を除外した上で、最適化法によりポートフォリオを構築します。

▶ SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>

- 主として日本を除く世界各国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指した運用を行います。
- 層化抽出法により、通貨配分、国別配分、デュレーション、満期構成等を可能な限りベンチマークに近づけたポートフォリオを構築します。

▶ SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>

- 主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指した運用を行います。

※実際の運用は、各投資信託がそれぞれ投資対象とするマザーファンドで行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



最適化法とは

計量モデル等に基づいて、インデックスとの連動性を保てるようにインデックス構成銘柄の一部を抽出してポートフォリオを構築する方法です。

層化抽出法とは

指数を構成する銘柄をいくつかのグループ(層)に分け、それぞれのグループから代表銘柄を抽出してポートフォリオを構築する方法です。指数を構成するすべての銘柄を保有する完全法に比べて、少ない銘柄数でポートフォリオを構築することができるため、銘柄入れ替えに伴う取引コストの抑制や、低流動性銘柄の組入れを避けることができるというメリットがあり、債券パッシブ運用に適しています。

デュレーションとは

「債券の投資元本の回収に要する平均残存期間」や「金利の変動に対する債券価格の変動性」を表す指標です。一般的に、この値が長い(大きい)ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。



指数の著作権など

- ・TOPIX(東証株価指数)は株式会社JPX総研、NOMURA-BPIは野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社、MSCIコクサイ・インデックスはMSCI Inc.、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCが、それぞれ公表している指数です。
- ・各インデックスに関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、指数を公表および許諾する各社に帰属します。また、当該各社は当ファンドの取引および運用成果等に関して一切責任を負いません。

(2)【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として別に定める証券投資信託の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

▶ SMAM・国内株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)

形 態	国内籍投資信託
主 要 投 資 対 象	国内株式インデックス・マザーファンド(B号)
運用の基本方針	マザーファンドへの投資を通じて、TOPIX (東証株価指数) に採用されている銘柄の株式に投資を行い、TOPIX (東証株価指数、配当込み) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
ベンチマーク	TOPIX (東証株価指数、配当込み)
主 な 投 資 制 限	● 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
決 算 日	原則として毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)
信 託 報 酬	純資産総額に対して年0.0825%(税抜き0.075%)
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、監査費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.08%
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ SMAM・年金国内債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>

形 態	国内籍投資信託
主 要 投 資 対 象	国内債券 (NOMURA-BPI) マザーファンド
運用の基本方針	マザーファンドおよび日本の公社債に投資を行い、NOMURA-BPI (総合) の動きに連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	NOMURA-BPI (総合)
主 な 投 資 制 限	● 株式への投資は、転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による取得に限るものとし、かつ、その投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。
決 算 日	原則として毎年6月20日(休業日の場合は翌営業日)
信 託 報 酬	純資産総額に対して年0.055%(税抜き0.05%)
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、監査費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.03%
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社
購 入 の 可 否	口本において一般投資者は購入できません。

▶ SMAM・外国株式パッシブ・ファンド(適格機関投資家専用)

形 態	国内籍投資信託
主 要 投 資 対 象	外国株式インデックス・マザーファンド
運用の基本方針	マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の株式に投資し、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
ベンチマーク	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
主 な 投 資 制 限	● 株式への実質投資割合には、制限を設けません。 ● 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
決 算 日	原則として毎年11月30日(休業日の場合は翌営業日)
信 託 報 酬	純資産総額に対して年0.0825%(税抜き0.075%)
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、監査費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.15%
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>

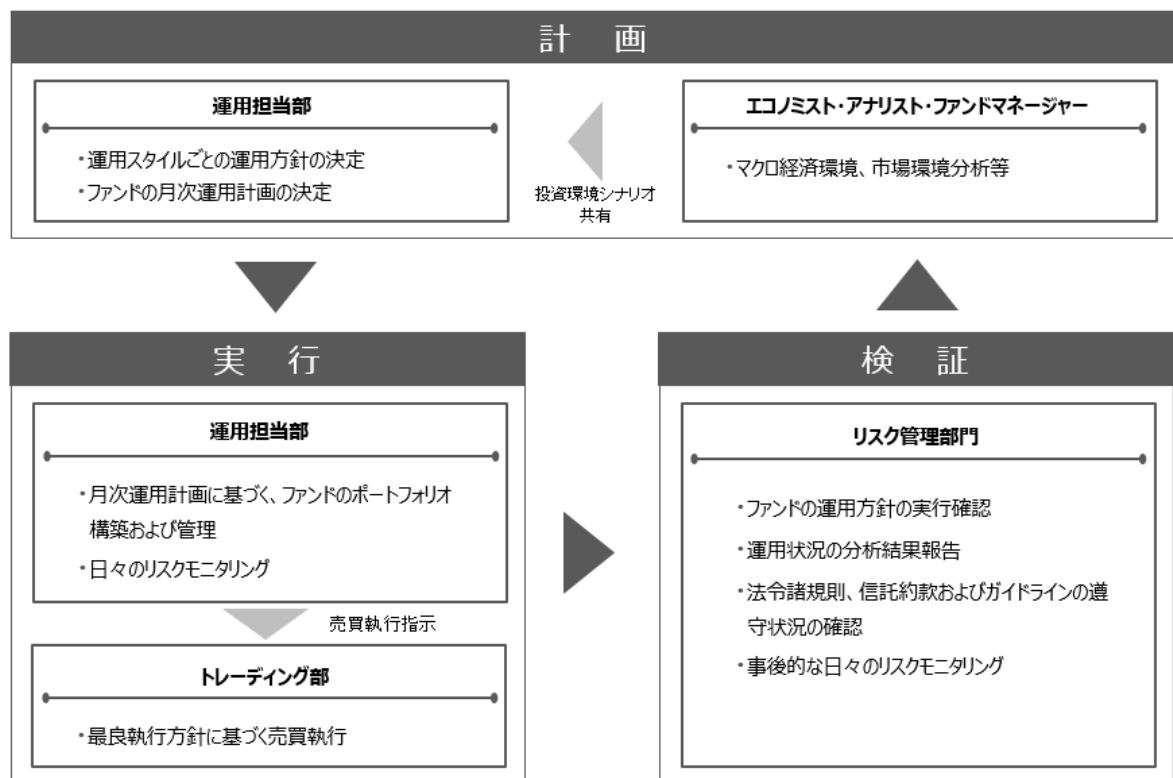
形 態	国内籍投資信託
主 要 投 資 対 象	外国債券パッシブ・マザーファンド
運用の基本方針	マザーファンドへの投資を通じて、あるいは、直接、ベンチマーク採用国の国債等に投資することにより、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとし、ベンチマークの動きに連動する投資成果を目指します。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
主 な 投 資 制 限	● 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ● 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
決 算 日	原則として毎年12月17日（休業日の場合は翌営業日）
信 託 報 酬	純資産総額に対して年0.066%（税抜き0.06%）
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用、監査費用等を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.1%
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶ SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞

形 態	国内籍投資信託	
主 要 投 資 対 象	マネーインカム・マザーファンド	
運用の基本方針	マザーファンドへの投資を通じて、主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。	
主 な 投 資 制 限	● 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ● 外貨建資産への投資は行いません。	
決 算 日	原則として毎年4月13日(休業日の場合は翌営業日)	
信 託 報 酬	各月の最終営業日の翌日から翌月の最終営業日までの信託報酬率は、当該各月の最終5営業日における無担保コール翌日物レート(年率)の平均値(当該平均率)に応じ、次に掲げる率となります。なお、信託報酬率は月次で見直されます。	
	当該平均率の水準	信託報酬率
	当該平均値が0.25%未満の場合	当該平均値に0.4を乗じた率(下限は0%)
	当該平均値が0.25%以上0.50%未満の場合	年0.1%
	当該平均値が0.50%以上1.00%未満の場合	年0.14%
	当該平均値が1.00%以上の場合	年0.18%
(注) 上記信託報酬率は税抜き		
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。	
申 込 手 数 料	ありません。	
信託財産留保額	一部解約時に0.01%	
委 託 会 社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	
受 託 会 社	三井住友信託銀行株式会社	
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。	

(3) 【運用体制】

イ ファンドの運用体制



※リスク管理部門の人員数は、約40名です。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

毎年1回（原則として12月20日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等は、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。
 （基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（5）【投資制限】

I ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

- ロ 投資信託証券への投資を除いては、ＣＰ、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引市場において売買される手形以外には投資を行いません。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ニ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ヘ 資金の借入れ
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - (ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

Ⅱ 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、株価が下落した場合はファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落します。また、格付けが引き下げられる場合も債券価格が下落するおそれがあります。債券価格の下落はファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、価格の変動幅は、債券の種類、格付け、残存期間、利払いのしくみの違い等により、債券ごとに異なります。

(ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品において債務不履行が発生あるいは懸念される場合、またはその発行体が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する（円高となる）場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

(ホ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券等の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等に、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

ロ その他の留意点

(イ) 投資信託に関する留意点

- ・ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付が中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性

等があります。

(ロ) 分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ハ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、運用リスク管理を行っています。

リスク管理担当部は、信託約款等に定める各種投資制限やリスク指標のモニタリングを実施し、制限に対する抵触等があった場合には運用部門に対処要請等を行い、結果をリスク管理会議へ報告します。

また、ファンドのパフォーマンスの分析・評価を行い、結果を運用評価会議等へ報告することで、運用方針等との整合性を維持するよう適切に管理しています。

さらに、流動性リスク管理について規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングやストレステストを実施するとともに、緊急時対応策等の策定や有効性の検証等を行います。なお、当該流動性リスクの適切な管理の実施等について、定期的にリスク管理会議へ報告します。

コンプライアンス担当部は、法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行い、結果をコンプライアンス会議に報告します。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

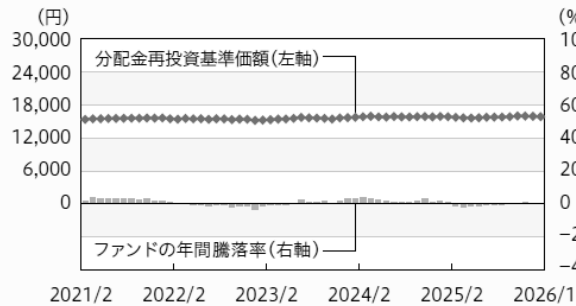
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

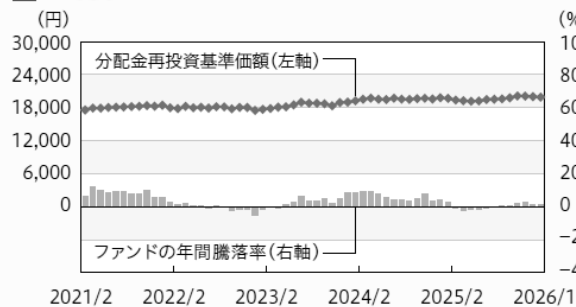
年間騰落率：
2021年2月～2026年1月

分配金再投資基準価額：
2021年2月～2026年1月

■<2020>



■<2030>



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

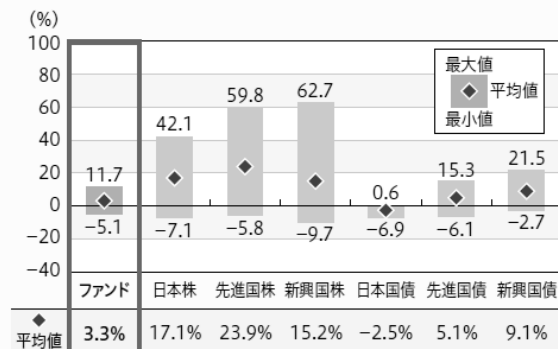
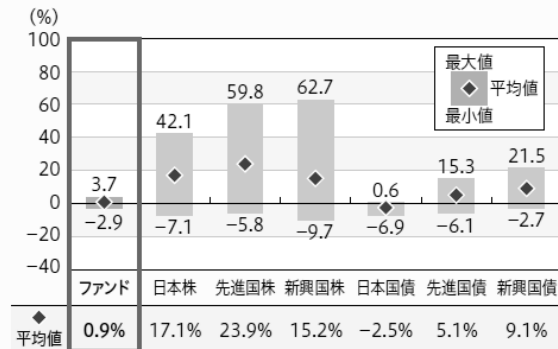
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年2月～2026年1月

他の資産クラス：
2021年2月～2026年1月



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

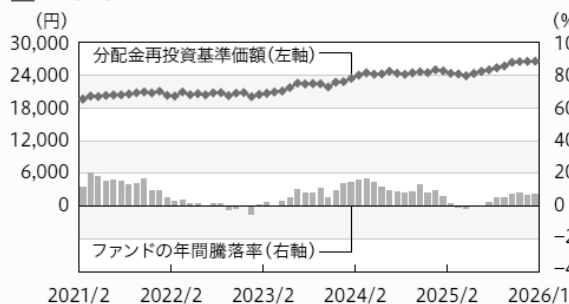
ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2021年2月～2026年1月

分配金再投資基準価額：
2021年2月～2026年1月

■<2040>



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。

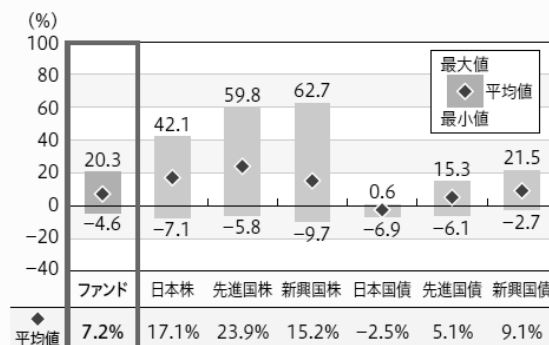
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2021年2月～2026年1月

他の資産クラス：
2021年2月～2026年1月



※ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。

※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	配当込みTOPIX (TOPIX (東証株価指数、配当込み)) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。NOMURA-BPIに関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、同社は、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。同指数に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。同社は、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、同社は、当該データの正確性および完全性を保証せず、データの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。同指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利はJ.P. Morganに帰属します。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

純資産総額に年 0.539%（税抜き 0.49%）の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、各ファンドのターゲットイヤーに属する決算日の翌日以降年 0.44%（税抜き 0.4%）となります。

また、信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の配分は以下の通りです。

＜信託報酬の配分（税抜き）＞

	委託会社	販売会社	受託会社
ターゲットイヤーの 決算日まで	年 0.15%	年 0.3%	年 0.04%
ターゲットイヤーの 決算翌日以降	年 0.06%		

※上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※投資対象とする投資信託の信託報酬を含めた総額は、各ファンドの基本アロケーション（2026 年 1 月末現在）に従った場合、以下の通りとなります。なお、SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞は、信託報酬が変動するため、その上限額である年 0.18%（税抜き）で計算しております。

＜2020＞	年 0.5698%（税抜き 0.518%）程度
＜2030＞	年 0.61028%（税抜き 0.5548%）程度
＜2040＞	年 0.60863%（税抜き 0.5533%）程度

(4) 【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、原則として、計算期間を通じて毎日、信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日と各計算期末または信

託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息等は、信託財産中から支弁します。
 - ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記にかかる費用に関しましては、変更される場合があるものや、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなるものがあります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額等を具体的に記載することはできません。
- ※ 当ファンドが組み入れる他の投資信託は、その委託会社、受託会社の業務の対価として、信託報酬を支払います。また、その他、当該他の投資信託の諸経費は、その信託財産から支弁されます。この費用は、当該他の投資信託の基準価額に反映され、結果的に当ファンドがその持分に応じて負担することになります。なお、現在、当ファンドが投資を行っている他の投資信託については、取得時、換金時に手数料はかかりません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

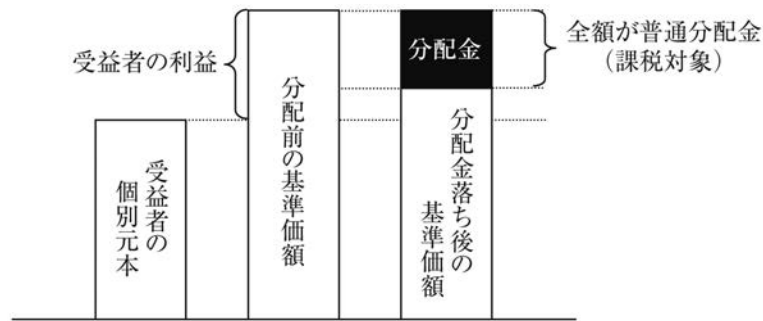
ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

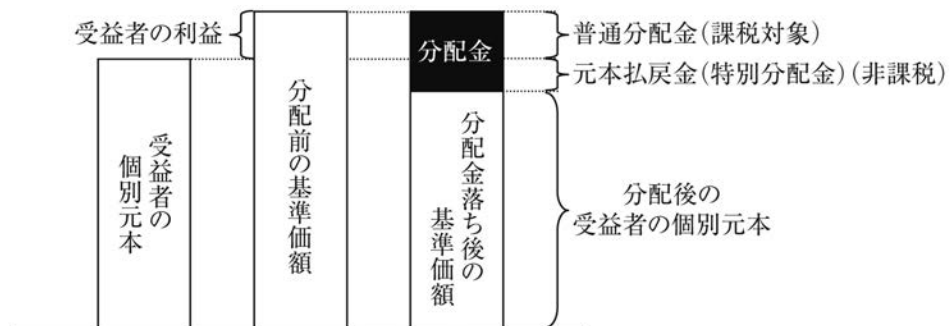
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2026年1月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

(参考情報) 総経費率

直近の運用報告書の対象期間(2024年12月21日～2025年12月22日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

投資対象とする投資信託(以下、投資先ファンド)の費用は、その他費用に含めています。なお、当ファンドの費用と投資先ファンドの費用の対象期間は、異なる場合があります。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
<2020>	0.53%	0.44%	0.09%
<2030>	0.62%	0.54%	0.08%
<2040>	0.62%	0.54%	0.09%

※上記は、対象期間の運用報告書に記載されている総経費率(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含まれていません。)です。

※投資先ファンドが上場投資信託(ETF)および上場不動産投資信託(REIT)に投資している場合、当該ETFおよびREITの管理費用等は含まれていません。

※計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

運用報告書は、委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp/fund/unpo/>)から検索いただけます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2020

2026年1月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	747,546,015	99.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	7,370,759	0.98
合計（純資産総額）		754,916,774	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2030

2026年1月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	2,091,024,934	99.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	20,809,350	0.99
合計（純資産総額）		2,111,834,284	100.00

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2040

2026年1月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	3,850,616,006	98.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	62,373,929	1.59
合計（純資産総額）		3,912,989,935	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2020

イ 主要投資銘柄

2026年1月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価	評価額 (円)	投資 比率
----------	----	-----	----	-------------	-------------	-----------	------------	----------

						(円)		(%)
日本	投資信託受益証券	SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>	369,212,571	1.0068	371,723,217	1.0073	371,907,822	49.26
日本	投資信託受益証券	SMAM・年金国内債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>	234,496,697	1.1347	266,094,350	1.1184	262,261,105	34.74
日本	投資信託受益証券	SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	15,156,239	2.5393	38,486,238	2.5155	38,125,519	5.05
日本	投資信託受益証券	SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	4,048,072	9.3804	37,972,535	9.4002	38,052,686	5.04
日本	投資信託受益証券	SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	8,706,381	4.0728	35,459,351	4.2726	37,198,883	4.93

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年1月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.02
合 計	99.02

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2030

イ 主要投資銘柄

2026年1月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
日本	投資信託受益証券	SMAM・年金国内債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>	1,186,866,182	1.1348	1,346,839,868	1.1184	1,327,391,137	62.85
日本	投資信託受益証券	SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	100,210,151	2.5393	254,463,639	2.5155	252,078,634	11.94
日本	投資信託受益証券	SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	54,218,734	4.0728	220,822,062	4.2726	231,654,962	10.97

日本	投資信託受益証券	SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	15,464,699	9.3804	145,065,064	9.4002	145,371,263	6.88
日本	投資信託受益証券	SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	133,553,994	1.0068	134,462,562	1.0073	134,528,938	6.37

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年1月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.01
合 計	99.01

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2040

イ 主要投資銘柄

2026年1月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（％）
日本	投資信託受益証券	SMAM・年金国内債券パッシブファンド＜適格機関投資家限定＞	1,664,891,921	1.1348	1,889,277,062	1.1184	1,862,015,124	47.59
日本	投資信託受益証券	SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	226,070,272	4.0728	920,739,007	4.2726	965,907,844	24.68
日本	投資信託受益証券	SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	53,683,689	9.3804	503,574,480	9.4002	504,637,413	12.90
日本	投資信託受益証券	SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	178,599,819	2.5393	453,514,826	2.5155	449,267,844	11.48
日本	投資信託受益証券	SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	68,289,270	1.0068	68,753,637	1.0073	68,787,781	1.76

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別投資比率

2026年1月30日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.41
合 計	98.41

②【投資不動産物件】

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2020

該当事項はありません。

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2030

該当事項はありません。

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2040

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2020

該当事項はありません。

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2030

該当事項はありません。

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2040

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2020

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 16 期 (2016 年 12 月 20 日)	1,350,077,224	1,350,077,224	14,620	14,620

第 17 期	(2017 年 12 月 20 日)	1,407,255,564	1,407,255,564	15,080	15,080
第 18 期	(2018 年 12 月 20 日)	1,344,375,344	1,344,375,344	14,809	14,809
第 19 期	(2019 年 12 月 20 日)	1,307,220,727	1,307,220,727	15,214	15,214
第 20 期	(2020 年 12 月 21 日)	1,170,229,281	1,170,229,281	15,337	15,337
第 21 期	(2021 年 12 月 20 日)	1,085,482,183	1,085,482,183	15,615	15,615
第 22 期	(2022 年 12 月 20 日)	1,002,277,271	1,002,277,271	15,298	15,298
第 23 期	(2023 年 12 月 20 日)	904,963,382	904,963,382	15,685	15,685
第 24 期	(2024 年 12 月 20 日)	816,932,703	816,932,703	15,881	15,881
第 25 期	(2025 年 12 月 22 日)	763,997,676	763,997,676	15,922	15,922
2025 年 1 月末日		807,368,017	－	15,863	－
2 月末日		798,144,067	－	15,732	－
3 月末日		785,669,352	－	15,661	－
4 月末日		780,220,992	－	15,632	－
5 月末日		771,788,670	－	15,652	－
6 月末日		769,526,210	－	15,757	－
7 月末日		772,047,337	－	15,774	－
8 月末日		766,520,708	－	15,794	－
9 月末日		768,648,783	－	15,863	－
10 月末日		772,554,853	－	15,990	－
11 月末日		775,544,248	－	15,966	－
12 月末日		758,920,258	－	15,925	－
2026 年 1 月末日		754,916,774	－	15,872	－

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2030

年月日		純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 16 期	(2016 年 12 月 20 日)	1, 379, 800, 736	1, 379, 800, 736	15, 465	15, 465
第 17 期	(2017 年 12 月 20 日)	1, 688, 498, 803	1, 688, 498, 803	16, 512	16, 512
第 18 期	(2018 年 12 月 20 日)	1, 655, 096, 771	1, 655, 096, 771	15, 856	15, 856
第 19 期	(2019 年 12 月 20 日)	1, 846, 817, 840	1, 846, 817, 840	16, 885	16, 885
第 20 期	(2020 年 12 月 21 日)	1, 887, 005, 778	1, 887, 005, 778	17, 371	17, 371
第 21 期	(2021 年 12 月 20 日)	2, 026, 704, 306	2, 026, 704, 306	18, 320	18, 320
第 22 期	(2022 年 12 月 20 日)	1, 950, 818, 161	1, 950, 818, 161	17, 748	17, 748
第 23 期	(2023 年 12 月 20 日)	2, 070, 983, 007	2, 070, 983, 007	18, 986	18, 986
第 24 期	(2024 年 12 月 20 日)	2, 017, 621, 570	2, 017, 621, 570	19, 701	19, 701
第 25 期	(2025 年 12 月 22 日)	2, 146, 790, 445	2, 146, 790, 445	19, 988	19, 988
2025 年 1 月末日		2, 014, 671, 713	－	19, 674	－
2 月末日		1, 990, 039, 534	－	19, 376	－
3 月末日		2, 070, 883, 658	－	19, 249	－

4 月末日	2, 047, 643, 953	-	19, 150	-
5 月末日	2, 056, 267, 798	-	19, 223	-
6 月末日	2, 066, 809, 866	-	19, 466	-
7 月末日	2, 097, 673, 985	-	19, 529	-
8 月末日	2, 093, 941, 768	-	19, 609	-
9 月末日	2, 106, 830, 967	-	19, 781	-
10 月末日	2, 175, 414, 747	-	20, 108	-
11 月末日	2, 154, 909, 546	-	20, 082	-
12 月末日	2, 143, 809, 652	-	19, 996	-
2026 年 1 月末日	2, 111, 834, 284	-	19, 885	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2040

年月日	純資産総額 (円)		1 万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 16 期 (2016 年 12 月 20 日)	2, 076, 188, 532	2, 076, 188, 532	16, 160	16, 160
第 17 期 (2017 年 12 月 20 日)	2, 421, 821, 587	2, 421, 821, 587	17, 845	17, 845
第 18 期 (2018 年 12 月 20 日)	2, 468, 219, 622	2, 468, 219, 622	16, 732	16, 732
第 19 期 (2019 年 12 月 20 日)	2, 887, 381, 981	2, 887, 381, 981	18, 299	18, 299
第 20 期 (2020 年 12 月 21 日)	3, 010, 869, 342	3, 010, 869, 342	19, 072	19, 072
第 21 期 (2021 年 12 月 20 日)	3, 273, 621, 251	3, 273, 621, 251	20, 811	20, 811
第 22 期 (2022 年 12 月 20 日)	3, 132, 543, 494	3, 132, 543, 494	20, 342	20, 342
第 23 期 (2023 年 12 月 20 日)	3, 529, 504, 665	3, 529, 504, 665	22, 729	22, 729
第 24 期 (2024 年 12 月 20 日)	3, 737, 342, 419	3, 737, 342, 419	24, 651	24, 651
第 25 期 (2025 年 12 月 22 日)	3, 943, 534, 842	3, 943, 534, 842	26, 405	26, 405
2025 年 1 月末日	3, 700, 466, 714	-	24, 765	-
2 月末日	3, 598, 851, 990	-	24, 300	-
3 月末日	3, 666, 999, 394	-	24, 186	-
4 月末日	3, 609, 692, 486	-	23, 855	-
5 月末日	3, 655, 439, 640	-	24, 298	-
6 月末日	3, 706, 404, 071	-	24, 672	-
7 月末日	3, 752, 076, 210	-	24, 956	-
8 月末日	3, 805, 696, 480	-	25, 297	-
9 月末日	3, 851, 819, 169	-	25, 644	-
10 月末日	3, 952, 959, 550	-	26, 335	-
11 月末日	3, 975, 256, 953	-	26, 441	-
12 月末日	3, 965, 154, 567	-	26, 479	-
2026 年 1 月末日	3, 912, 989, 935	-	26, 514	-

(注) 各月末日の数字は最終営業日のものです。

②【分配の推移】

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2020

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第 16 期	2015 年 12 月 22 日～2016 年 12 月 20 日	0
第 17 期	2016 年 12 月 21 日～2017 年 12 月 20 日	0
第 18 期	2017 年 12 月 21 日～2018 年 12 月 20 日	0
第 19 期	2018 年 12 月 21 日～2019 年 12 月 20 日	0
第 20 期	2019 年 12 月 21 日～2020 年 12 月 21 日	0
第 21 期	2020 年 12 月 22 日～2021 年 12 月 20 日	0
第 22 期	2021 年 12 月 21 日～2022 年 12 月 20 日	0
第 23 期	2022 年 12 月 21 日～2023 年 12 月 20 日	0
第 24 期	2023 年 12 月 21 日～2024 年 12 月 20 日	0
第 25 期	2024 年 12 月 21 日～2025 年 12 月 22 日	0

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2030

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第 16 期	2015 年 12 月 22 日～2016 年 12 月 20 日	0
第 17 期	2016 年 12 月 21 日～2017 年 12 月 20 日	0
第 18 期	2017 年 12 月 21 日～2018 年 12 月 20 日	0
第 19 期	2018 年 12 月 21 日～2019 年 12 月 20 日	0
第 20 期	2019 年 12 月 21 日～2020 年 12 月 21 日	0
第 21 期	2020 年 12 月 22 日～2021 年 12 月 20 日	0
第 22 期	2021 年 12 月 21 日～2022 年 12 月 20 日	0
第 23 期	2022 年 12 月 21 日～2023 年 12 月 20 日	0
第 24 期	2023 年 12 月 21 日～2024 年 12 月 20 日	0
第 25 期	2024 年 12 月 21 日～2025 年 12 月 22 日	0

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2040

	計算期間	1 万口当たり分配金（円）
第 16 期	2015 年 12 月 22 日～2016 年 12 月 20 日	0
第 17 期	2016 年 12 月 21 日～2017 年 12 月 20 日	0
第 18 期	2017 年 12 月 21 日～2018 年 12 月 20 日	0
第 19 期	2018 年 12 月 21 日～2019 年 12 月 20 日	0
第 20 期	2019 年 12 月 21 日～2020 年 12 月 21 日	0
第 21 期	2020 年 12 月 22 日～2021 年 12 月 20 日	0
第 22 期	2021 年 12 月 21 日～2022 年 12 月 20 日	0
第 23 期	2022 年 12 月 21 日～2023 年 12 月 20 日	0
第 24 期	2023 年 12 月 21 日～2024 年 12 月 20 日	0
第 25 期	2024 年 12 月 21 日～2025 年 12 月 22 日	0

③【収益率の推移】

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2020

	収益率（％）
第16期	1.6
第17期	3.1
第18期	△1.8
第19期	2.7
第20期	0.8
第21期	1.8
第22期	△2.0
第23期	2.5
第24期	1.2
第25期	0.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2030

	収益率（％）
第16期	2.1
第17期	6.8
第18期	△4.0
第19期	6.5
第20期	2.9
第21期	5.5
第22期	△3.1
第23期	7.0
第24期	3.8
第25期	1.5

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2040

	収益率（％）
第16期	2.7
第17期	10.4
第18期	△6.2
第19期	9.4

第 20 期	4. 2
第 21 期	9. 1
第 22 期	△2. 3
第 23 期	11. 7
第 24 期	8. 5
第 25 期	7. 1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2020

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 16 期	133, 314, 585	57, 348, 024
第 17 期	90, 276, 024	80, 540, 222
第 18 期	53, 255, 891	78, 624, 091
第 19 期	41, 370, 908	89, 942, 140
第 20 期	45, 421, 713	141, 650, 832
第 21 期	23, 259, 203	91, 099, 526
第 22 期	17, 925, 196	57, 910, 797
第 23 期	14, 557, 083	92, 764, 378
第 24 期	17, 929, 430	80, 484, 289
第 25 期	12, 690, 226	47, 280, 671

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2030

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 16 期	162, 461, 354	60, 911, 862
第 17 期	210, 104, 041	79, 693, 554
第 18 期	110, 295, 872	89, 087, 950
第 19 期	105, 554, 123	55, 618, 953
第 20 期	107, 839, 372	115, 281, 490
第 21 期	99, 837, 337	79, 844, 764
第 22 期	73, 279, 809	80, 374, 781
第 23 期	68, 799, 876	77, 169, 739
第 24 期	91, 810, 276	158, 499, 228
第 25 期	137, 638, 193	87, 738, 282

(注) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2040

	設定口数（口）	解約口数（口）
第 16 期	268,656,486	151,120,292
第 17 期	276,886,193	204,549,164
第 18 期	289,306,770	171,293,472
第 19 期	254,762,038	151,978,508
第 20 期	258,095,009	257,302,470
第 21 期	210,373,478	216,061,571
第 22 期	190,504,404	223,603,798
第 23 期	186,034,924	173,100,805
第 24 期	165,617,107	202,345,408
第 25 期	162,722,033	185,370,794

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

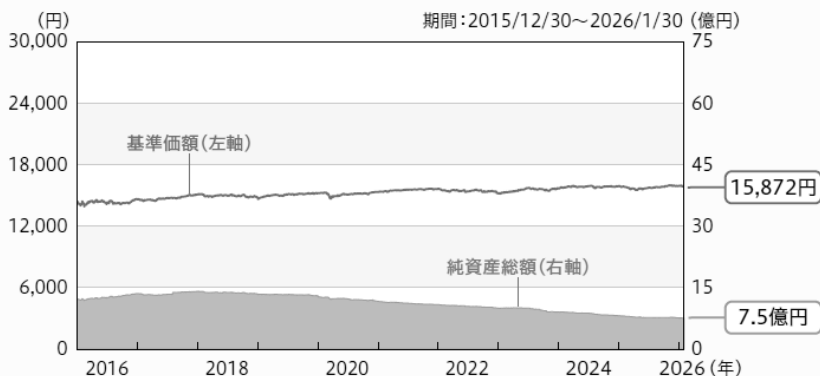
《参考情報》

基準日:2026年1月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■<2020>

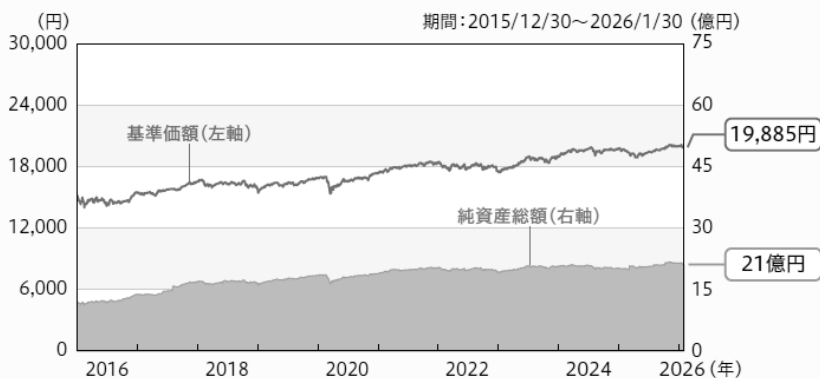


分配の推移

決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

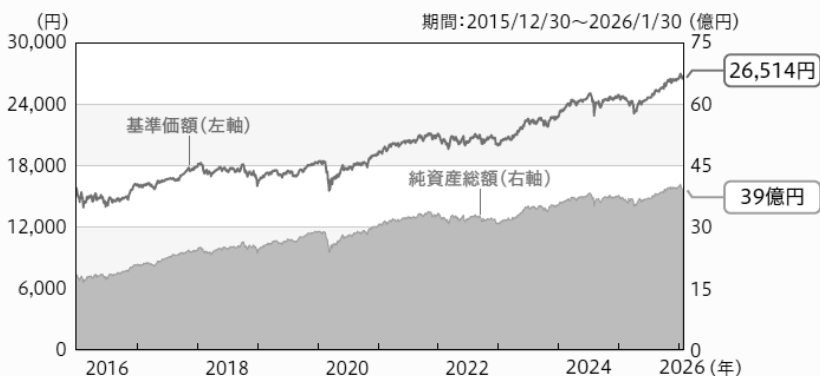
■<2030>



決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

■<2040>



決算期	分配金
2025年12月	0円
2024年12月	0円
2023年12月	0円
2022年12月	0円
2021年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
 ※直近5計算期間を記載しています。

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

主要な資産の状況

■<2020>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	99.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.98
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託 受益証券	SMAM・マネーインカムファンド ＜適格機関投資家限定＞	49.26
日本	投資信託 受益証券	SMAM・年金国内債券パッシブファンド ＜適格機関投資家限定＞	34.74
日本	投資信託 受益証券	SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド ＜適格機関投資家限定＞	5.05
日本	投資信託 受益証券	SMAM・外国株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	5.04
日本	投資信託 受益証券	SMAM・国内株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	4.93

■<2030>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	99.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.99
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託 受益証券	SMAM・年金国内債券パッシブファンド ＜適格機関投資家限定＞	62.85
日本	投資信託 受益証券	SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド ＜適格機関投資家限定＞	11.94
日本	投資信託 受益証券	SMAM・国内株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	10.97
日本	投資信託 受益証券	SMAM・外国株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	6.88
日本	投資信託 受益証券	SMAM・マネーインカムファンド ＜適格機関投資家限定＞	6.37

■<2040>

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	日本	98.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.59
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
日本	投資信託 受益証券	SMAM・年金国内債券パッシブファンド ＜適格機関投資家限定＞	47.59
日本	投資信託 受益証券	SMAM・国内株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	24.68
日本	投資信託 受益証券	SMAM・外国株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	12.90
日本	投資信託 受益証券	SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド ＜適格機関投資家限定＞	11.48
日本	投資信託 受益証券	SMAM・マネーインカムファンド ＜適格機関投資家限定＞	1.76

※比率は、ファンドのそれぞれの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有望証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

▶ 投資対象とする投資信託の現況

■SMAM・国内株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「国内株式インデックス・マザーファンド(B号)」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	3.66
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.42
日本	株式	日立製作所	電気機器	2.71
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	2.34
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	2.33
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1.86
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	1.72
日本	株式	三菱商事	卸売業	1.70
日本	株式	三菱重工業	機械	1.68
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	1.61

※比率は、国内株式インデックス・マザーファンド(B号)の純資産総額に対する時価の比率です。

■SMAM・年金国内債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>

当該投資信託が投資している「国内債券(NOMURA-BPI) マザーファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	477 2年国債	1.000	2027/10/01	2.13
日本	国債証券	154 5年国債	0.100	2027/09/20	1.12
日本	国債証券	380 10年国債	1.700	2035/09/20	1.05
日本	国債証券	379 10年国債	1.500	2035/06/20	0.99
日本	国債証券	378 10年国債	1.400	2035/03/20	0.97
日本	国債証券	377 10年国債	1.200	2034/12/20	0.93
日本	国債証券	374 10年国債	0.800	2034/03/20	0.92
日本	国債証券	375 10年国債	1.100	2034/06/20	0.91
日本	国債証券	365 10年国債	0.100	2031/12/20	0.91
日本	国債証券	366 10年国債	0.200	2032/03/20	0.89

※比率は、国内債券(NOMURA-BPI) マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■SMAM・外国株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)

当該投資信託が投資している「外国株式インデックス・マザーファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	業種	比率(%)
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	5.70
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.67
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	3.73
アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	2.83
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2.40
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	2.02
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	1.95
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	1.81
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・自動車部品	1.44
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1.03

※比率は、外国株式インデックス・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>

当該投資信託が投資している「外国債券パッシブ・マザーファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.790	2032/03/25	0.63
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	3.720	2051/04/12	0.55
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	2.040	2027/02/25	0.53
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.620	2027/08/15	0.50
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.460	2028/05/25	0.50
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2027/05/31	0.46
中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	1.670	2035/05/25	0.45
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.625	2035/02/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2035/05/15	0.42
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2034/08/15	0.41

※比率は、外国債券パッシブ・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

■SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>

当該投資信託が投資している「マネーインカム・マザーファンド」の主要投資銘柄(上位10銘柄)は、以下の通りです。

主要投資銘柄(上位10銘柄)

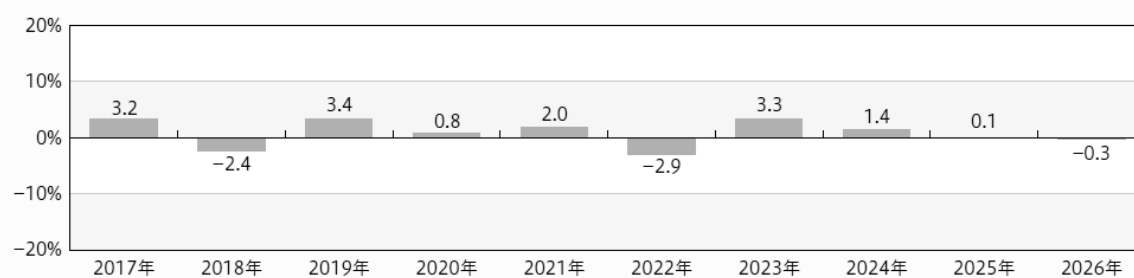
国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	国債証券	342 10年国債	0.100	2026/03/20	17.90
日本	国債証券	148 5年国債	0.005	2026/06/20	17.86
日本	国債証券	344 10年国債	0.100	2026/09/20	16.26
日本	国債証券	345 10年国債	0.100	2026/12/20	15.69

※比率は、マネーインカム・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

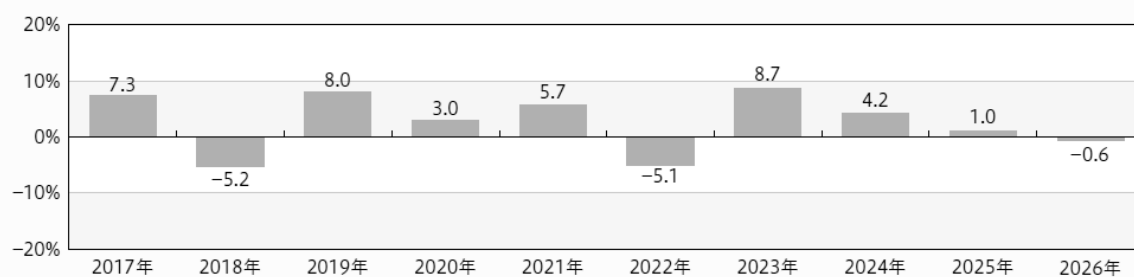
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

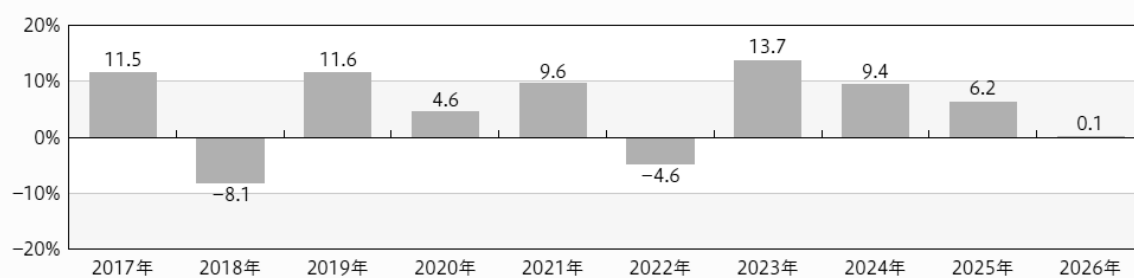
■<2020>



■<2030>



■<2040>



※収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。分配実績がない場合は、基準価額の騰落率です。

※2026年の収益率は、年初から基準日までの騰落率です。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時30分までに、取得申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）定時定額で取得申込みをする「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

ありません。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2 【換金（解約） 手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時30分までに、解約請求のお申込みが行われ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

投資対象とする投資信託証券は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の純資産価格（基準価額）で評価します。また、上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場で評価します。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとします。また、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊紙面に、それぞれ「TY2020」、「TY2030」、「TY2040」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター※	ホームページ
--------	----------	--------

三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	https://www.smd-am.co.jp
----------------------	--------------	---

※お問い合わせは、午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2001年3月13日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎年12月21日から翌年12月20日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱い、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託

契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (ハ) 上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ニ) 上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。

(ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、委託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用報告書（運用状況に係る情報）

委託会社は毎決算時および償還時に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、受益者に対し、原則として販売会社を通じて、書面交付または電磁的方法のいずれかの方法で提供されます。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.smd-am.co.jp>）に掲載されますが、受益者から請求があった場合には書面交付されます。

4 【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した

受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）ならびに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 25 期（2024 年 12 月 21 日から 2025 年 12 月 22 日まで）の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2020の2024年12月21日から2025年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2020の2025年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2020】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 24 期 (2024 年 12 月 20 日現在)	第 25 期 (2025 年 12 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	71,018	88,950
コール・ローン	10,811,232	9,848,338
投資信託受益証券	808,514,656	756,383,760
未収入金	1,090,000	210,000
流動資産合計	820,486,906	766,531,048
資産合計	820,486,906	766,531,048
負債の部		
流動負債		
未払金	-	440,000
未払解約金	1,687,938	364,136
未払受託者報酬	185,213	171,605
未払委託者報酬	1,667,215	1,544,817
その他未払費用	13,837	12,814
流動負債合計	3,554,203	2,533,372
負債合計	3,554,203	2,533,372
純資産の部		
元本等		
元本	514,416,756	479,826,311
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	302,515,947	284,171,365
（分配準備積立金）	126,922,535	117,440,220
元本等合計	816,932,703	763,997,676
純資産合計	816,932,703	763,997,676
負債純資産合計	820,486,906	766,531,048

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 24 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日	第 25 期 自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日
営業収益		
受取利息	12,381	47,610
有価証券売買等損益	14,781,877	4,979,104
営業収益合計	14,794,258	5,026,714
営業費用		
支払利息	371	-
受託者報酬	381,188	345,176
委託者報酬	3,431,355	3,107,380
その他費用	28,487	25,776
営業費用合計	3,841,401	3,478,332
営業利益又は営業損失（△）	10,952,857	1,548,382
経常利益又は経常損失（△）	10,952,857	1,548,382
当期純利益又は当期純損失（△）	10,952,857	1,548,382
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,130,856	△521,108
期首剰余金又は期首欠損金（△）	327,991,767	302,515,947
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,476,520	7,385,503
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,476,520	7,385,503
剰余金減少額又は欠損金増加額	45,774,341	27,799,575
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	45,774,341	27,799,575
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	302,515,947	284,171,365

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 25 期
	自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024 年 12 月 21 日から 2025 年 12 月 22 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 24 期	第 25 期
	(2024 年 12 月 20 日現在)	(2025 年 12 月 22 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	514,416,756 口	479,826,311 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.5881 円 (1 万口当たりの純資産額 15,881 円)	1 口当たり純資産額 1.5922 円 (1 万口当たりの純資産額 15,922 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 24 期	第 25 期
	自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日	自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (8,500 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (9,811,091 円)、収益調整	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (17,696 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (2,051,794 円)、収益調

	金（215,897,505 円）、および分配準備積立金（117,102,944 円）より、分配対象収益は 342,820,040 円（1 万口当たり 6,664.25 円）でありますが、分配を行っておりません。	整金（204,397,240 円）、および分配準備積立金（115,370,730 円）より、分配対象収益は 321,837,460 円（1 万口当たり 6,707.37 円）でありますが、分配を行っておりません。
--	---	--

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 25 期 自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 25 期 (2025 年 12 月 22 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 24 期（自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	10,302,399 円
合計	10,302,399 円

第 25 期（自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	3,127,265 円
合計	3,127,265 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 25 期 自 2024 年 12 月 21 日

至 2025 年 12 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 24 期 (2024 年 12 月 20 日現在)	第 25 期 (2025 年 12 月 22 日現在)
期首元本額	576,971,615 円	514,416,756 円
期中追加設定元本額	17,929,430 円	12,690,226 円
期中一部解約元本額	80,484,289 円	47,280,671 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a) 株式

該当事項はありません。

(b) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	SMAM・国内株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	9,519,881	38,772,571	
	SMAM・外国株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	4,189,273	39,297,056	
	SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	15,286,401	38,816,758	
	SMAM・年金国内債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>	233,771,899	265,284,350	
	SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>	371,685,564	374,213,025	
	投資信託受益証券 小計		756,383,760	
合 計			756,383,760	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2030の2024年12月21日から2025年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2030の2025年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2030】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 24 期 (2024 年 12 月 20 日現在)	第 25 期 (2025 年 12 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	199,937	376,870
コール・ローン	30,437,082	41,726,341
投資信託受益証券	1,993,851,248	2,122,335,613
未収入金	1,290,000	-
流動資産合計	2,025,778,267	2,164,438,824
資産合計	2,025,778,267	2,164,438,824
負債の部		
流動負債		
未払金	200,000	11,420,000
未払解約金	2,434,191	413,095
未払受託者報酬	448,044	471,783
未払委託者報酬	5,040,918	5,308,177
その他未払費用	33,544	35,324
流動負債合計	8,156,697	17,648,379
負債合計	8,156,697	17,648,379
純資産の部		
元本等		
元本	1,024,132,972	1,074,032,883
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	993,488,598	1,072,757,562
（分配準備積立金）	419,028,167	418,916,122
元本等合計	2,017,621,570	2,146,790,445
純資産合計	2,017,621,570	2,146,790,445
負債純資産合計	2,025,778,267	2,164,438,824

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 24 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日	第 25 期 自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日
営業収益		
受取利息	27,989	155,823
有価証券売買等損益	87,944,550	43,134,365
営業収益合計	87,972,539	43,290,188
営業費用		
支払利息	1,209	-
受託者報酬	905,603	918,572
委託者報酬	10,188,765	10,334,994
その他費用	67,929	68,779
営業費用合計	11,163,506	11,322,345
営業利益又は営業損失（△）	76,809,033	31,967,843
経常利益又は経常損失（△）	76,809,033	31,967,843
当期純利益又は当期純損失（△）	76,809,033	31,967,843
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	8,178,552	△1,003,532
期首剰余金又は期首欠損金（△）	980,161,083	993,488,598
剰余金増加額又は欠損金減少額	87,440,642	131,232,935
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	87,440,642	131,232,935
剰余金減少額又は欠損金増加額	142,743,608	84,935,346
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	142,743,608	84,935,346
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	993,488,598	1,072,757,562

(3)【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 25 期
	自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024 年 12 月 21 日から 2025 年 12 月 22 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 24 期	第 25 期
	(2024 年 12 月 20 日現在)	(2025 年 12 月 22 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1, 024, 132, 972 口	1, 074, 032, 883 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 1.9701 円 (1 万口当たりの純資産額 19, 701 円)	1 口当たり純資産額 1.9988 円 (1 万口当たりの純資産額 19, 988 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 24 期	第 25 期
	自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日	自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (23, 052 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (68, 602, 811 円)、収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (116, 185 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (32, 855, 190 円)、収益

	調整金（743,404,395 円）、および分配準備積立金（350,402,304 円）より、分配対象収益は 1,162,432,562 円（1 万口当たり 11,350.41 円）であります、分配を行っておりません。	調整金（833,126,879 円）、および分配準備積立金（385,944,747 円）より、分配対象収益は 1,252,043,001 円（1 万口当たり 11,657.40 円）であります、分配を行っておりません。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 25 期 自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 25 期 (2025 年 12 月 22 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 24 期（自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	63,895,900 円
合計	63,895,900 円

第 25 期（自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	26,716,933 円
合計	26,716,933 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 25 期 自 2024 年 12 月 21 日

至 2025 年 12 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 24 期 (2024 年 12 月 20 日現在)	第 25 期 (2025 年 12 月 22 日現在)
期首元本額	1,090,821,924 円	1,024,132,972 円
期中追加設定元本額	91,810,276 円	137,638,193 円
期中一部解約元本額	158,499,228 円	87,738,282 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	SMAM・国内株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	57,590,860	234,556,054	
	SMAM・外国株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	17,164,429	161,009,209	
	SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	105,402,245	267,647,920	
	SMAM・年金国内債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>	1,169,227,942	1,326,839,868	
	SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>	131,389,117	132,282,562	
	投資信託受益証券 小計		2,122,335,613	
合 計			2,122,335,613	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月4日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 和田 渉

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 榊原 康太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2040の2024年12月21日から2025年12月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2040の2025年12月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2040】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 24 期 (2024 年 12 月 20 日現在)	第 25 期 (2025 年 12 月 22 日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	359,552	936,668
コール・ローン	54,735,829	103,706,136
投資信託受益証券	3,693,908,248	3,876,807,534
未収入金	230,000	5,830,000
流動資産合計	3,749,233,629	3,987,280,338
資産合計	3,749,233,629	3,987,280,338
負債の部		
流動負債		
未払金	1,580,000	21,940,000
未払解約金	237,362	11,237,884
未払受託者報酬	817,310	857,373
未払委託者報酬	9,195,303	9,645,994
その他未払費用	61,235	64,245
流動負債合計	11,891,210	43,745,496
負債合計	11,891,210	43,745,496
純資産の部		
元本等		
元本	1,516,120,979	1,493,472,218
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,221,221,440	2,450,062,624
（分配準備積立金）	974,512,859	1,122,778,358
元本等合計	3,737,342,419	3,943,534,842
純資産合計	3,737,342,419	3,943,534,842
負債純資産合計	3,749,233,629	3,987,280,338

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 24 期 自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日	第 25 期 自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日
営業収益		
受取利息	52,084	304,440
有価証券売買等損益	315,349,434	284,769,286
営業収益合計	315,401,518	285,073,726
営業費用		
支払利息	1,985	-
受託者報酬	1,622,953	1,661,002
委託者報酬	18,259,337	18,687,442
その他費用	121,827	124,462
営業費用合計	20,006,102	20,472,906
営業利益又は営業損失（△）	295,395,416	264,600,820
経常利益又は経常損失（△）	295,395,416	264,600,820
当期純利益又は当期純損失（△）	295,395,416	264,600,820
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	26,193,880	3,404,335
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,976,655,385	2,221,221,440
剰余金増加額又は欠損金減少額	234,159,262	239,016,771
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	234,159,262	239,016,771
剰余金減少額又は欠損金増加額	258,794,743	271,372,072
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	258,794,743	271,372,072
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,221,221,440	2,450,062,624

(3) 【注記表】

(重要な会計方針の注記)

項 目	第 25 期
	自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間の取扱い 当計算期間は当期末が休日のため、2024 年 12 月 21 日から 2025 年 12 月 22 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りについて、翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	第 24 期	第 25 期
	(2024 年 12 月 20 日現在)	(2025 年 12 月 22 日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	1, 516, 120, 979 口	1, 493, 472, 218 口
2. 1 単位当たり純資産の額	1 口当たり純資産額 2. 4651 円 (1 万口当たりの純資産額 24, 651 円)	1 口当たり純資産額 2. 6405 円 (1 万口当たりの純資産額 26, 405 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項 目	第 24 期	第 25 期
	自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日	自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (45, 400 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (269, 146, 989 円)、収益	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (280, 808 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (260, 915, 677 円)、収益

	調整金（1,513,310,153 円）、および分配準備積立金（705,320,470 円）より、分配対象収益は 2,487,823,012 円（1 万口当たり 16,409.13 円）ですが、分配を行っておりません。	調整金（1,589,077,126 円）、および分配準備積立金（861,581,873 円）より、分配対象収益は 2,711,855,484 円（1 万口当たり 18,158.06 円）ですが、分配を行っておりません。
--	---	---

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第 25 期 自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する会議をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用部署に是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用部署は、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、投資信託協会の流動性リスク管理規制に抵触する場合には、流動性リスクを管理する会議で審議の上、流動性リスクの管理責任者が対処方針を決定します。その後、決定した対処方針やその実施等について、リスク管理会議に報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場	

	合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する会議にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
--	--

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第 25 期 (2025 年 12 月 22 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第 24 期（自 2023 年 12 月 21 日 至 2024 年 12 月 20 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	269,522,528 円
合計	269,522,528 円

第 25 期（自 2024 年 12 月 21 日 至 2025 年 12 月 22 日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	240,515,918 円
合計	240,515,918 円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 25 期 自 2024 年 12 月 21 日

至 2025 年 12 月 22 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

(その他の注記)

項 目	第 24 期 (2024 年 12 月 20 日現在)	第 25 期 (2025 年 12 月 22 日現在)
期首元本額	1,552,849,280 円	1,516,120,979 円
期中追加設定元本額	165,617,107 円	162,722,033 円
期中一部解約元本額	202,345,408 円	185,370,794 円

(4) 【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	SMAM・国内株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	241,187,030	982,306,535	
	SMAM・外国株式パッシブ・ファンド (適格機関投資家専用)	57,077,695	535,411,610	
	SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド<適格機関投資家限定>	173,636,367	440,914,826	
	SMAM・年金国内債券パッシブファンド<適格機関投資家限定>	1,629,732,928	1,849,420,926	
	SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>	68,289,270	68,753,637	
	投資信託受益証券 小計		3,876,807,534	
合 計			3,876,807,534	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

三井住友・DC年金プラン・ファンド (ターゲット・イヤー型) 2020

2026 年 1 月 30 日現在

I 資産総額	755,685,337 円
II 負債総額	768,563 円

Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	754,916,774 円
Ⅳ 発行済口数	475,637,761 口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （1万口当たり純資産額）	1.5872 円 (15,872 円)

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2030

2026年1月30日現在

Ⅰ 資産総額	2,115,152,103 円
Ⅱ 負債総額	3,317,819 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	2,111,834,284 円
Ⅳ 発行済口数	1,062,043,844 口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （1万口当たり純資産額）	1.9885 円 (19,885 円)

三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型） 2040

2026年1月30日現在

Ⅰ 資産総額	3,916,642,481 円
Ⅱ 負債総額	3,652,546 円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	3,912,989,935 円
Ⅳ 発行済口数	1,475,816,984 口
Ⅴ 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） （1万口当たり純資産額）	2.6514 円 (26,514 円)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

(イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2026年1月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

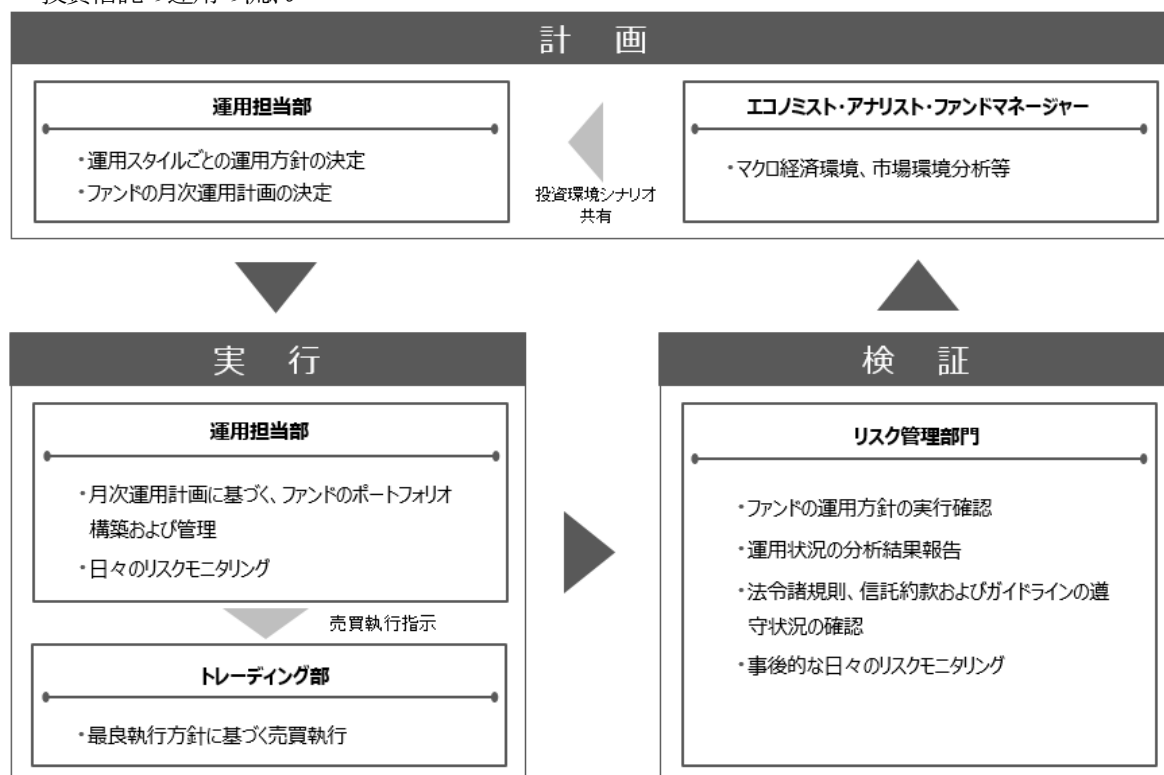
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2026年1月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	652	16,212,765
単位型株式投資信託	67	610,096
追加型公社債投資信託	1	24,080
単位型公社債投資信託	108	151,083
合 計	828	16,998,026

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等規則」並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

- 2 当社は、第 40 期（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第 41 期中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 13 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

佐 藤 栄 裕

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 40 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視す

ることにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 11 月 18 日

三井住友 DS アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

深 井 康 治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹 内 知 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 41 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友 DS アセットマネジメント株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告

書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	66,540,261	52,028,017
金銭の信託	23,435,831	31,752,052
顧客分別金信託	300,051	500,353
前払費用	583,635	644,114
未収入金	193,837	250,860
未収委託者報酬	14,480,419	15,384,824
未収運用受託報酬	3,342,186	4,912,858
未収投資助言報酬	406,420	292,775
未収収益	84,166	79,998
未収還付法人税等	-	125,792
その他の流動資産	43,391	134,288
流動資産合計	109,410,202	106,105,936
固定資産		
有形固定資産	※1	
建物	1,265,924	1,157,214
器具備品	516,485	471,243
土地	710	710
リース資産	1,782	-
有形固定資産合計	1,784,901	1,629,168
無形固定資産		
ソフトウェア	2,606,617	2,074,805
ソフトウェア仮勘定	101,101	511,487
のれん	2,740,868	2,436,327
顧客関連資産	9,332,065	7,218,790
電話加入権	12,706	12,706
商標権	30	24
無形固定資産合計	14,793,389	12,254,141
投資その他の資産		
投資有価証券	9,976,957	9,257,612
関係会社株式	1,927,221	1,740,365
長期差入保証金	1,361,654	1,360,241
長期前払費用	44,009	75,691
会員権	90,479	90,479
繰延税金資産	716,093	942,908
貸倒引当金	△ 20,750	△ 20,750
投資その他の資産合計	14,095,666	13,446,548
固定資産合計	30,673,957	27,329,857
資産合計	140,084,160	133,435,793

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	1,960	-
顧客からの預り金	21,728	51,505
その他の預り金	166,944	172,482
未払金		
未払収益分配金	1,927	1,974
未払償還金	1,253	1,253
未払手数料	6,580,971	6,763,424
その他未払金	642,514	161,092
未払費用	7,405,559	7,518,259
未払消費税等	937,155	1,255,374
未払法人税等	5,104,541	503,871
賞与引当金	2,854,060	3,393,355
その他の流動負債	17,443	34,270
流動負債合計	23,736,060	19,856,864
固定負債		
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870
固定負債合計	4,941,989	4,542,870
負債合計	28,678,050	24,399,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946	82,095,946
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	27,075,963	24,744,514
利益剰余金合計	27,360,208	25,028,759
株主資本計	111,456,155	109,124,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 50,045	△ 88,646
評価・換算差額等合計	△ 50,045	△ 88,646
純資産合計	111,406,109	109,036,059
負債・純資産合計	140,084,160	133,435,793

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業収益		
委託者報酬	69,953,226	78,891,124
運用受託報酬	11,147,187	13,102,509
投資助言報酬	1,302,916	1,360,859
その他営業収益		
サービス支援手数料	319,553	400,872
その他	8,758	10,391
営業収益計	82,731,642	93,765,757
営業費用		
支払手数料	32,014,851	35,223,731
広告宣伝費	320,694	335,877
調査費		
調査費	4,637,211	5,327,087
委託調査費	12,412,033	14,077,571
営業雑経費		
通信費	56,291	51,489
印刷費	457,187	421,006
協会費	38,305	44,372
諸会費	30,484	42,328
情報機器関連費	5,268,275	5,313,187
販売促進費	31,339	44,315
その他	253,344	410,566
営業費用合計	55,520,019	61,291,534
一般管理費		
給料		
役員報酬	232,329	223,068
給料・手当	8,043,456	8,380,787
賞与	1,073,375	1,098,999
賞与引当金繰入額	2,854,060	3,379,790
交際費	57,134	54,024
寄付金	26,400	24,878
事務委託費	2,022,734	2,225,175
旅費交通費	166,596	242,135
租税公課	600,468	413,678
不動産賃借料	1,249,392	1,225,686
退職給付費用	712,228	803,656
固定資産減価償却費	3,281,572	3,349,674
のれん償却費	304,540	304,540
諸経費	215,455	356,081
一般管理費合計	20,839,745	22,082,177
営業利益	6,371,877	10,392,045

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
営業外収益		
受取配当金	11,021,392	388,907
受取利息	2,840	46,258
金銭の信託運用益	199,056	-
時効成立分配金・償還金	461	506
原稿・講演料	2,143	2,440
投資有価証券償還益	5,384	115
投資有価証券売却益	12,261	826
投資事業組合運用益	-	36,683
為替差益	-	75,948
不動産賃貸料	108,505	117,054
雑収入	20,632	41,618
営業外収益合計	11,372,678	710,359
営業外費用		
金銭の信託運用損	-	88,979
投資有価証券償還損	10,829	137,207
投資有価証券売却損	48,575	93
投資事業組合運用損	-	56,719
為替差損	4,701	-
雑損失	-	4,818
営業外費用合計	64,106	287,820
経常利益	17,680,450	10,814,585
特別利益		
子会社株式売却益	※1 14,096,622	672,682
特別利益合計	14,096,622	672,682
特別損失		
固定資産除却損	※2 12,385	76,933
固定資産売却損	-	204
投資有価証券評価損	-	3,191
特別損失合計	12,385	80,328
税引前当期純利益	31,764,687	11,406,939
法人税、住民税及び事業税	7,802,794	3,062,795
法人税等調整額	△ 1,314,394	△ 162,825
法人税等合計	6,488,400	2,899,969
当期純利益	25,276,287	8,506,969

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	3,391,568
当期変動額						
剰余金の配当						△ 1,591,892
当期純利益						25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	23,684,394
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	3,675,814	87,771,760	△ 142,558	△ 142,558	87,629,201
当期変動額					
剰余金の配当	△ 1,591,892	△ 1,591,892			△ 1,591,892
当期純利益	25,276,287	25,276,287			25,276,287
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			92,513	92,513	92,513
当期変動額合計	23,684,394	23,684,394	92,513	92,513	23,776,908
当期末残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	27,075,963
当期変動額						
剰余金の配当						△ 10,838,419
当期純利益						8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△ 2,331,449
当期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	27,360,208	111,456,155	△ 50,045	△ 50,045	111,406,109
当期変動額					
剰余金の配当	△ 10,838,419	△ 10,838,419			△ 10,838,419
当期純利益	8,506,969	8,506,969			8,506,969
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			△ 38,600	△ 38,600	△ 38,600
当期変動額合計	△ 2,331,449	△ 2,331,449	△ 38,600	△ 38,600	△ 2,370,050
当期末残高	25,028,759	109,124,705	△ 88,646	△ 88,646	109,036,059

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託：時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30年
器具備品	4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14年
顧客関連資産	6～19年
ソフトウェア（自社利用分）	5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「不動産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の「営業外収益」の「雑収入」に表示していた 129,137 千円は、「不動産賃貸料」108,505 千円、「雑収入」20,632 千円として組み替えております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	397,568千円	470,078千円
器具備品	1,493,885千円	1,594,310千円
リース資産	9,824千円	—千円

2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	—千円	—千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

(損益計算書関係)

※1 子会社株式売却益

前事業年度において、日興グローバルラップ株式会社の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

当事業年度において、Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA) Inc. の株式を譲渡したことによる売却益を計上しております。

※2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物	9,039千円	74,175千円
器具備品	2,987千円	2,757千円
ソフトウェア	358千円	—千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	—	—	33,870,060株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,591,892	47.00	2023年 3月31日	2023年 6月29日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024年 3月31日	2024年 6月27日

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 6 月 26 日 定時株主総会	普通株式	10,838,419	320.00	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 27 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
1 年以内	1,161,545	1,129,463
1 年超	—	4,517,068
合計	1,161,545	5,646,531

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っており、当社が設定する投資信託の事業推進等を目的として、直接または特定金外信託を通じて当該投資信託を保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

また、資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

金銭の信託及び投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて 1 年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

金銭の信託、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

金銭の信託及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、及び投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

また、特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、市場価格の変動リスクについて為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引により一部リスクヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません（注1）参照。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	23,435,831	23,435,831	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	9,292,678	9,292,678	—
資産計	32,728,510	32,728,510	—

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	31,752,052	31,752,052	—
(2) 投資有価証券			
① その他有価証券	7,659,105	7,659,105	—
資産計	39,411,157	39,411,157	—

（注1）市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式	40,370	40,367
(2) 組合出資金等	643,909	1,558,139
合計	684,279	1,598,506
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	1,927,221	1,740,365
合計	1,927,221	1,740,365

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。なお、時価算定会計基準適用指針27-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」については記載しておりません。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	23,435,831	—	23,435,831
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	9,292,678	—	9,292,678
資産計	—	32,728,510	—	32,728,510

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	31,752,052	—	31,752,052
(2) 投資有価証券				
① その他有価証券	—	7,659,105	—	7,659,105
資産計	—	39,411,157	—	39,411,157

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券① その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2024年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,927,221 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式 1,740,365 千円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,489,939	3,297,367	192,572
小計	3,489,939	3,297,367	192,572
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,802,739	6,025,562	△222,822
小計	5,802,739	6,025,562	△222,822
合計	9,292,678	9,322,929	△30,250

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 684,279 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	708,609	686,216	22,393
小計	708,609	686,216	22,393
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,950,495	7,083,155	△132,659
小計	6,950,495	7,083,155	△132,659
合計	7,659,105	7,769,371	△110,265

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 1,598,506 千円）については、市場価格がないことから、記載しておりません。

上記の表中にある「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。当事業年度において、その他有価証券に含まれる株式について 3,191 千円減損処理を行っております。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
801,686	12,261	48,575

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
217,908	5,384	10,829

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
10,732	826	93

（単位：千円）

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,791,952	115	137,207

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について 3,191 千円（その他有価証券 3,191 千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
退職給付債務の期首残高	5,027,832	4,941,989
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の発生額	△34,405	△153,045
退職給付の支払額	△466,321	△698,074
過去勤務費用の発生額	△20,064	—
退職給付債務の期末残高	4,941,989	4,542,870

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	4,941,989	4,542,870
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	4,941,989	4,542,870

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
勤務費用	423,516	430,325
利息費用	11,432	21,674
数理計算上の差異の費用処理額	△34,405	△153,045
過去勤務費用の費用処理額	△20,064	—
その他	67,197	224,756
確定給付制度に係る退職給付費用	447,675	523,711

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
割引率	0.440%	1.160%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 264,552 千円、当事業年度 279,945 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,513,237	1,431,912
賞与引当金	873,913	1,039,045
調査費	558,908	439,517
未払金	176,993	128,135
未払事業税	365,090	13,007
ソフトウェア償却	101,113	110,261
子会社株式評価損	114,876	50,907
その他有価証券評価差額金	109,942	47,871
その他	18,064	22,468
繰延税金資産小計	3,832,139	3,283,127
評価性引当額	△198,503	△62,724
繰延税金資産合計	3,633,635	3,220,403
繰延税金負債		
無形固定資産	2,857,478	2,270,365
その他有価証券評価差額金	60,063	7,129
繰延税金負債合計	2,917,542	2,277,494
繰延税金資産（負債）の純額	716,093	942,908

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	-	△3.8
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△10.6	△0.9
評価性引当額の増減	-	△0.9
外国税額控除	-	△0.3
のれん償却費	0.2	0.8
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
その他	0.0	△0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.4	25.4

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が新設されることとなり、令和8年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から31.5%となります。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は純額で15,076千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,165千円、法人税等調整額は16,241千円増加し、当期純利益は16,241千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	69,953,226	11,147,187	1,302,916	328,311	82,731,642

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	78,891,124	13,102,509	1,360,859	411,264	93,765,757

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	㈱三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,642,605	未払 手数料	1,630,250
親会社 の 子会社	SMEC 日興 証券㈱	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,960,278	未払 手数料	1,200,878

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱三井住友フィ ナンシャルグル ープ	東京都 千代田区	2,344,038,000	銀行業	50.1%	持株会社	子会社株式の売却(売 却価格)	24,000,000	—	—
							子会社株式売却益	14,096,622		

(注) 子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

当事業年度(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	— %	投資の販売委託	委託販売 手数料	8,327,979	未払 手数料	2,117,600
親会社 の子会社	SMBC 日興 証券(株)	東京都 千代田区	135,000,000	証券業	— %	投資の販売委託	委託販売 手数料	7,176,048	未払 手数料	1,490,173
親会社 の子会社	SMBC Americas Holdings, Inc.	アメリカ 合衆国 デラウェア州ウィ ルミントン市	米ドル 3,010,50	銀行業 (銀行持株 会社)	— %	—	子会社株式の売却(売 却価格)	773,585	—	—
							子会社株式売却益	672,682		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

子会社株式の売却及び子会社株式売却益

取引価額については、企業価値を勘案し、両社協議のうえ合理的に決定しております。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	3,289.22 円	3,219.24 円
1 株当たり当期純利益	746.27 円	251.16 円

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1 株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	25,276,287	8,506,969
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	25,276,287	8,506,969
期中平均株式数 (株)	33,870,060	33,870,060

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		第 41 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		53,937,844
金銭の信託		34,116,358
顧客分別金信託		500,882
前払費用		727,504
未収委託者報酬		16,723,420
未収運用受託報酬		4,851,189
未収投資助言報酬		163,473
未収収益		73,695
その他		330,074
流動資産合計		111,424,443
固定資産		
有形固定資産	※1	1,669,213
無形固定資産		
のれん		2,284,057
顧客関連資産		6,941,144
その他		2,453,625
無形固定資産合計		11,678,826
投資その他の資産		
投資有価証券		6,250,413
関係会社株式		1,740,365
繰延税金資産		1,238,016
その他		1,368,456
貸倒引当金		△20,750
投資その他の資産合計		10,576,501
固定資産合計		23,924,542
資産合計		135,348,985
負債の部		
流動負債		
リース債務		1,874
顧客からの預り金		52,465
その他の預り金		110,106
未払金		7,687,091
未払費用		7,545,343
未払法人税等		2,519,710
賞与引当金		3,062,252
その他	※2	717,715
流動負債合計		21,696,560
固定負債		
リース債務		6,716
退職給付引当金		4,743,402

固定負債合計	4,750,119
負債合計	26,446,680
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
その他資本剰余金	73,466,962
資本剰余金合計	82,095,946
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	24,539,297
利益剰余金合計	24,823,542
株主資本合計	108,919,488
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△17,183
評価・換算差額等合計	△17,183
純資産合計	108,902,305
負債純資産合計	135,348,985

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
営業収益		
委託者報酬		40,180,566
運用受託報酬		6,366,522
投資助言報酬		409,564
その他の営業収益		205,942
営業収益計		47,162,596
営業費用		30,813,556
一般管理費	※1	10,188,039
営業利益		6,161,000
営業外収益	※2	429,836
営業外費用	※3	109,517
経常利益		6,481,320
税引前中間純利益		6,481,320
法人税、住民税及び事業税		2,340,705
法人税等調整額		△328,236
法人税等合計		2,012,468
中間純利益		4,468,851

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 41 期中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金
						繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,744,514
当中間期変動額						
剰余金の配当						△ 4,674,068
中間純利益						4,468,851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）						
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	△ 205,216
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	73,466,962	82,095,946	284,245	24,539,297

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	25, 028, 759	109, 124, 705	△ 88, 646	△ 88, 646	109, 036, 059
当中間期変動額					
剰余金の配当	△ 4, 674, 068	△ 4, 674, 068			△ 4, 674, 068
中間純利益	4, 468, 851	4, 468, 851			4, 468, 851
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）			71, 463	71, 463	71, 463
当中間期変動額 合計	△ 205, 216	△ 205, 216	71, 463	71, 463	△ 133, 753
当中間期末残高	24, 823, 542	108, 919, 488	△ 17, 183	△ 17, 183	108, 902, 305

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 金銭の信託

運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。但し、建物 (建物附属設備を除く) 並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～30 年
器具備品	3～15 年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん	14 年
顧客関連資産	19 年
ソフトウェア (自社利用分)	5 年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき、主に契約期間内の月末純資産平均価額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当該報酬は対象口座の助言期間にわたり収益として認識しております。

(未適用の会計基準等)

1. リースに関する会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものであります。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 金融商品会計に関する実務指針

- ・「金融商品会計に関する実務指針」(改正移管指針第9号 2025年3月11日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

企業会計基準委員会において、ベンチャーキャピタルファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする範囲に限定し、保有するベンチャーキャピタルファンドの出資持分に係る会計上の取扱いを改正しております。

(2) 適用予定日

2027年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準の適用による影響

「金融商品会計に関する実務指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(中間貸借対照表関係)

第 41 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)	
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,181,838 千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。	
※3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000 千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000 千円

(中間損益計算書関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
※1. 一般管理費のうち主要なもの のれん償却費 減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産	152,270 千円 110,762 千円 761,620 千円
※2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 金銭の信託運用益 為替差益	102,246 千円 127,829 千円 119,164 千円
※3. 営業外費用のうち主要なもの 投資有価証券償還損 投資有価証券売却損 投資事業組合運用損	81,540 千円 3,500 千円 24,256 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	33,870,060 株	—	—	33,870,060 株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 6 月 24 日 定時株主総会	普通株式	4,674,068	138.00	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 25 日

(リース取引関係)

第 41 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料 (解約不能のもの)	
1 年以内	1,129,267 千円
1 年超	3,952,434 千円
合 計	5,081,701 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第41期中間会計期間(2025年9月30日)

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれておりません(注1)参照)。また、現金及び預金、顧客分別金信託、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、顧客からの預り金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	34,116,358	34,116,358	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	4,368,086	4,368,086	—
資産計	38,484,445	38,484,445	—

(注1) 市場価格のない金融商品

(単位：千円)	
区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券	
(1) 非上場株式	40,356
(2) 組合出資金等	1,841,970
合計	1,882,326
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	1,740,365
合計	1,740,365

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、1. 金融商品の時価等に関する事項及び2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	34,116,358	—	34,116,358
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	4,368,086	—	4,368,086
資産計	—	38,484,445	—	38,484,445

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産(コールローン・委託証拠金等)で構成されております。信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券 その他有価証券

投資有価証券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、公表されている基準価額又は取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(有価証券関係)

第41期中間会計期間(2025年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 1,740,365千円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

(単位:千円)

区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,392,599	3,320,785	71,813
小計	3,392,599	3,320,785	71,813
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	975,487	1,082,919	△107,431
小計	975,487	1,082,919	△107,431
合計	4,368,086	4,403,705	△35,618

(注) 組合出資金等(中間貸借対照表計上額 1,882,326千円)については、市場価格がないことから、記載しておりません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(収益認識関係)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

第41期中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	40,180,566	6,366,522	409,564	205,942	47,162,596

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第41期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
1株当たり純資産額	3,215円29銭
1株当たり中間純利益	131円94銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項
 - (イ) 定款の変更
該当ありません。
 - (ロ) その他の重要事項
該当ありません。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実
該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友・DC年金プラン・ファンド
(ターゲット・イヤー型) 2020
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第20条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、西暦2020年（以下「ターゲット・イヤー」といいます。）に向けた信託財産の成長をめざして運用を行います。ターゲット・イヤー到達後は、流動性を重視した安定的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本ファンドは、投資信託証券への投資を目的とする「ファンド・オブ・ファンズ」であり、主として、日本を含む世界各国の株式および公社債（これらを主要投資対象とするマザーファンド受益証券を含みます。）を主要投資対象とする投資信託証券および短期金融商品を投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行います。
- ② 投資資産配分（基本アロケーション）は、国内外の経済・金融市場動向見通し等の分析を基に、各資産クラスの期待収益率等を予測した結果、ターゲット・イヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率とし、原則として1年（計算期間）毎に見直します。
- ③ 期中の基本アロケーションとの乖離については、原則として四半期毎に見直し、必要に応じてリバランスを実施します。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資を除いては、CP、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形以外には投資を行いません。
- ③ 原則として複数のファンドに投資します。
- ④ 三井住友DSアセットマネジメント株式会社（三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用の指図を行う他の投資信託、投資法人を含みます。）が一ファンドに投資できる額は、当該投資されるファンドの委託会社の同意がない限り、同ファンドの純資産総額の50%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ⑥ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎年1回決算を行い、原則として次の通り収益分配を行う方針とします。

- (1) 分配対象額は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- (3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

契約型追加型証券投資信託
『三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2020』
【信託約款】

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

- 第2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けません。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による解約の日までとします。

【受益権の取得申込の勧誘の種類】

- 第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

- 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法】

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価するものとします。以下同じ。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口

座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の取得単位および取得価額等】

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。
- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の取得の申込みに応ずる場合、受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る取得価額は、1口につき1円に第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者または指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が、指定販売会社と受益権取得申込者との間に結ばれた別に定める自動継続投資または累積投資に関する契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第14条 〔削 除〕

【記名式の受益証券の再交付】

第15条 〔削 除〕

【受益証券を毀損した場合などの再交付】

第16条 〔削 除〕

【受益証券の再交付の費用】

第17条 〔削 除〕

【投資の対象とする資産の種類】

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権
- ハ．約束手形

【運用の指図範囲】

第19条 委託者は、信託金を、主として別に定める証券投資信託の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図をできます。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【外貨建資産への投資制限】

第21条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【保管業務の委任】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第22条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第30条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成13年3月13日から平成13年12月20日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に規定する信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の49の率を乗じて得た額とします。ただし、第21計算期間以降は、信託財産の純資産総額に年10,000分の40の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「利子等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第35条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

- 第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第37条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとしします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

- 第38条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとしします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額としします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一

部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定により計算された価額とします。
- ⑦ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第38条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【運用状況に係る情報の提供】

第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条および第12条から第17条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 変更後の第7条の規定は、平成21年7月14日以降の追加信託から適用するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年3月13日

委託者 東京都千代田区霞が関3丁目8番1号
さくら投信投資顧問株式会社
代表取締役 栗山 勁

受託者 東京都港区芝3丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢 熙一郎

〔付表〕

1. 約款第19条に規定する「別に定める証券投資信託」は下記のとおりとします。

ファンド名		委託会社名	受託会社名
追加型証券投資信託	SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行
追加型証券投資信託	SMAM・年金国内債券パッシブファンド＜適格機関投資家限定＞	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行
追加型証券投資信託	SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行
追加型証券投資信託	SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行
追加型証券投資信託	SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行

追加型証券投資信託
三井住友・DC年金プラン・ファンド
(ターゲット・イヤー型) 2030
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第20条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、西暦2030年（以下「ターゲット・イヤー」といいます。）に向けた信託財産の成長をめざして運用を行います。ターゲット・イヤー到達後は、流動性を重視した安定的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本ファンドは、投資信託証券への投資を目的とする「ファンド・オブ・ファンズ」であり、主として、日本を含む世界各国の株式および公社債（これらを主要投資対象とするマザーファンド受益証券を含みます。）を主要投資対象とする投資信託証券および短期金融商品を投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行います。
- ② 投資資産配分（基本アロケーション）は、国内外の経済・金融市場動向見通し等の分析を基に、各資産クラスの期待収益率等を予測した結果、ターゲット・イヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率とし、原則として1年（計算期間）毎に見直します。
- ③ 期中の基本アロケーションとの乖離については、原則として四半期毎に見直し、必要に応じてリバランスを実施します。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資を除いては、CP、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形以外には投資を行いません。
- ③ 原則として複数のファンドに投資します。
- ④ 三井住友DSアセットマネジメント株式会社（三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用の指図を行う他の投資信託、投資法人を含みます。）が一ファンドに投資できる額は、当該投資されるファンドの委託会社の同意がない限り、同ファンドの純資産総額の50%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ⑥ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎年1回決算を行い、原則として次の通り収益分配を行う方針とします。

- (1) 分配対象額は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- (3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2030』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

- 第2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けません。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による解約の日までとします。

【受益権の取得申込の勧誘の種類】

- 第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

- 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法】

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価するものとします。以下同じ。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口

座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の取得単位および取得価額等】

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。
- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の取得の申込みに応ずる場合、受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る取得価額は、1口につき1円に第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者または指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が、指定販売会社と受益権取得申込者との間に結ばれた別に定める自動継続投資または累積投資に関する契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第14条 〔削 除〕

【記名式の受益証券の再交付】

第15条 〔削 除〕

【受益証券を毀損した場合などの再交付】

第16条 〔削 除〕

【受益証券の再交付の費用】

第17条 〔削 除〕

【投資の対象とする資産の種類】

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権
- ハ．約束手形

【運用の指図範囲】

第19条 委託者は、信託金を、主として別に定める証券投資信託の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図をできます。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【外貨建資産への投資制限】

第21条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【保管業務の委任】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第22条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第30条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成13年3月13日から平成13年12月20日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に規定する信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の49の率を乗じて得た額とします。ただし、第31計算期間以降は、信託財産の純資産総額に年10,000分の40の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「利子等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第35条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

- 第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第37条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとしします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

- 第38条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとしします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額としします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一

部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定により計算された価額とします。
- ⑦ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第38条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

- 第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

- 第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【運用状況に係る情報の提供】

- 第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

- 第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>
- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

- 第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

- 第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条および第12条から第17条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第2条 変更後の第7条の規定は、平成21年7月14日以降の追加信託から適用するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年3月13日

委託者 東京都千代田区霞が関3丁目8番1号
さくら投信投資顧問株式会社
代表取締役栗山勁

受託者 東京都港区芝3丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢熙一郎

〔付表〕

1. 約款第19条に規定する「別に定める証券投資信託」は下記のとおりとします。

ファンド名		委託会社名	受託会社名
追加型証券投資信託	SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行
追加型証券投資信託	SMAM・年金国内債券パッシブファンド＜適格機関投資家限定＞	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行
追加型証券投資信託	SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行
追加型証券投資信託	SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行
追加型証券投資信託	SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行

追加型証券投資信託
三井住友・DC年金プラン・ファンド
(ターゲット・イヤー型) 2040
約款

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

〔運用の基本方針〕

約款第20条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、西暦2040年（以下「ターゲット・イヤー」といいます。）に向けた信託財産の成長をめざして運用を行います。ターゲット・イヤー到達後は、流動性を重視した安定的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本ファンドは、投資信託証券への投資を目的とする「ファンド・オブ・ファンズ」であり、主として、日本を含む世界各国の株式および公社債（これらを主要投資対象とするマザーファンド受益証券を含みます。）を主要投資対象とする投資信託証券および短期金融商品を投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 投資信託証券への投資を通じて、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券への分散投資を行います。
- ② 投資資産配分（基本アロケーション）は、国内外の経済・金融市場動向見通し等の分析を基に、各資産クラスの期待収益率等を予測した結果、ターゲット・イヤーに向けた信託財産の成長に最適と考えられる比率とし、原則として1年（計算期間）毎に見直します。
- ③ 期中の基本アロケーションとの乖離については、原則として四半期毎に見直し、必要に応じてリバランスを実施します。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 投資信託証券への投資を除いては、CP、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形以外には投資を行いません。
- ③ 原則として複数のファンドに投資します。
- ④ 三井住友DSアセットマネジメント株式会社（三井住友DSアセットマネジメント株式会社が運用の指図を行う他の投資信託、投資法人を含みます。）が一ファンドに投資できる額は、当該投資されるファンドの委託会社の同意がない限り、同ファンドの純資産総額の50%以下とします。
- ⑤ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ⑥ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎年1回決算を行い、原則として次の通り収益分配を行う方針とします。

- (1) 分配対象額は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (2) 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- (3) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友・DC年金プラン・ファンド（ターゲット・イヤー型）2040』
【信託約款】

【信託の種類、委託者および受託者】

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友DSアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

- 第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

- 第2条 委託者は、金1,000万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行ったときは、受託者は、その引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第1項、第40条第1項、第41条第1項および第43条第2項の規定による解約の日までとします。

【受益権の取得申込の勧誘の種類】

- 第4条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

- 第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については1,000万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法】

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この約款において基準価額とは、信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価するものとします。以下同じ。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

【信託日時の異なる受益権の内容】

- 第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

- 第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口

座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の取得単位および取得価額等】

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ② 指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。
- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者、指定販売会社は、当該取得申込みの代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項および第2項の取得の申込みに応ずる場合、受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る取得価額は、1口につき1円に第5項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者または指定販売会社がそれぞれ別に定めるものとします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、受益者が、指定販売会社と受益権取得申込者との間に結ばれた別に定める自動継続投資または累積投資に関する契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第14条 〔削 除〕

【記名式の受益証券の再交付】

第15条 〔削 除〕

【受益証券を毀損した場合などの再交付】

第16条 〔削 除〕

【受益証券の再交付の費用】

第17条 〔削 除〕

【投資の対象とする資産の種類】

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- イ．有価証券
- ロ．金銭債権
- ハ．約束手形

【運用の指図範囲】

第19条 委託者は、信託金を、主として別に定める証券投資信託の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図をできます。

【運用の基本方針】

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【外貨建資産への投資制限】

第21条 委託者は、外貨建資産への投資の指図をしません。

【保管業務の委任】

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第22条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第23条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第25条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第26条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第30条 この信託の計算期間は、原則として毎年12月21日から翌年12月20日までとします。ただし、第1計算期間は、平成13年3月13日から平成13年12月20日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に規定する信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務等の諸費用】

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の信託財産の財務諸表の監査費用の全部または一部については、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額および支弁の方法】

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の49の率を乗じて得た額とします。ただし、第41計算期間以降は、信託財産の純資産総額に年10,000分の40の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配方式】

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「利子等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第35条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第1項および第3項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

- 第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第37条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。
- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金は、第38条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。ただし、委託者の自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金（所得税法施行令第27条の規定によるものとしします。）は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

【収益分配金および償還金の時効】

第37条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

- 第38条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとしします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額としします。
- ⑤ 委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一

部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定により計算された価額とします。
- ⑦ この約款において取引所とは金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第38条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

- 第39条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

- 第40条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

- 第41条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第42条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第43条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第44条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

- 第44条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

【反対者の買取請求権】

- 第45条 第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第39条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

【運用状況に係る情報の提供】

- 第45条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

【公告】

- 第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.smd-am.co.jp>
- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

- 第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

- 第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条および第12条から第17条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第2条 変更後の第7条の規定は、平成21年7月14日以降の追加信託から適用するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年3月13日

委託者 東京都千代田区霞が関3丁目8番1号
さくら投信投資顧問株式会社
代表取締役 栗山 勁

受託者 東京都港区芝3丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社
取締役社長 古沢 熙一郎

〔付表〕

1. 約款第19条に規定する「別に定める証券投資信託」は下記のとおりとします。

ファンド名		委託会社名	受託会社名
追加型証券投資信託	SMAM・国内株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行
追加型証券投資信託	SMAM・年金国内債券パッシブファンド＜適格機関投資家限定＞	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行
追加型証券投資信託	SMAM・外国株式パッシブ・ファンド（適格機関投資家専用）	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行
追加型証券投資信託	SMAM・年金外国債券パッシブ・ファンド＜適格機関投資家限定＞	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行
追加型証券投資信託	SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	三井住友D S アセットマネジメント	三井住友信託銀行